

GCA FAS News

February 2016

Vol.18



Trusted Advisor For Client's Best Interest

GCA *Financial
Advisory
Services*

平成 28 年度税制改正と M&A 実務における留意点

【本号の内容】

1. はじめに
2. 法人実効税率の引き下げ
3. 課税ベース拡大策
4. 株式交換・移転税制の見直し
5. 日台民間租税取決め
6. おわりに

GCA FAS 株式会社

常務取締役パートナー
公認会計士・税理士 小林 正紀

1. はじめに

昨年 12 月 16 日に公表された『平成 28 年度税制改正大綱』の目玉は、何と云っても安倍首相肝いりの法人実効税率の 20% 台へ引き下げ、そして、大綱の公表が当初予定より後ろ倒しになるほど与党内がその是非で揺れた消費税の軽減税率の導入と言えますが、繰越欠損金控除制度の見直しや外形標準課税制度の更なる拡充等の重要改正項目が盛り込まれている点は見逃すことはできません。また、M&A 実務担当者の方々には、組織再編税制や国際課税に関する改正項目についても是非留意して頂きたいと思います。

本稿では、事業再編を行う際に影響を与える法人実効税率の引き下げと、それに伴う課税ベース拡大策としての繰越欠損金控除制度の見直し及び外形標準課税制度の拡充内容を確認するとともに、株式交換・移転制度に係る見直し内容及び日台民間租税取決め(租税条約に相当)に規定された内容について解説致します。

2. 法人実効税率の引き下げ

世界的に見て高い水準にある日本の法人税率を国際的に遜色ない水準まで引下げることを目指し、平成 29 年度での法人実効税率 20% 台実現に向けて、昨年度(平成 27 年度)の税制改正では、法人税率がそれまでの 25.5% から 23.9% に、法人事業税所得割の税率は 7.2% から 6.0% にそれぞれ引下げられました。また、同改正にて平成 28 年度の税率引き下げ幅(法人税率: ▲0.5% ⇒ 23.4%、法人事業税率: ▲1.2% ⇒ 4.8%)も同時に決定され、平成 28 年度にて法人実効税率が 31.33%(平成 26 年度: 34.62%)にまで引き下げられることとなりました。

平成 28 年度の税制改正では、アベノミクス「三本の矢」を一層強化する「新・三本の矢」の一つの目玉施策として、法人実効税率 20% 台

平成 28 年度にて、法人事業税所得割の税率の大幅引き下げにより、法人実効税率 20% 台が実現

の達成を前倒しすべく、法人事業税所得割の税率を前年度改正での予定幅(6.0%⇒4.8%)よりも更に引き下げ(6.0%⇒3.6%)することで、こちらは予定通りの引き下げとなる法人税率(23.9%⇒23.4%)を基礎とした法人実効税率 29.97%が実現することとなりました。(下表参照)

	26年度 (改正前)	27年度	28年度	29年度	30年度
法人税率 (H27改正)	25.5%	23.9%	23.4%	—	—
(H28改正)	—	—	23.4%	23.4%	23.2%
事/所得割 (H27改正)	7.2%	6.0%	4.8%	—	—
(H28改正)	—	—	3.6%	3.6%	3.6%
実効税率 (H27改正)	34.62%	32.11%	31.33%	—	—
(H28改正)	—	—	29.97%	29.97%	29.74%

3. 課税ベース拡大策

3-1 欠損金繰越控除制度の更なる見直し

課税ベースの拡大策として、繰越欠損金の控除制限の拡大、外形標準課税の更なる拡充が予定されている

法人実効税率の引き下げに伴い、税収減を補う代替財源の確保策として課税ベースが更に拡大されます。

まず、繰越欠損金の控除限度割合(対象:資本金1億円超の法人及び資本金1億円以下の中小法人等で資本金5億円以上の大法人による完全支配関係のあるもの)が、現行の65%から60%に引き下げられます。尚、控除限度割合の縮小の影響を平準化すべく、平成29年度については、逆に、当初予定の50%から55%に引き上げられることとなります。

	26年度 (改正前)	27年度	28年度	29年度	30年度
控除限度 (H27改正)	80%	65%	65%	50%	50%
(H28改正)	—	—	60%	55%	50%

また、現行9年間とされている繰越控除期間について、当初予定では平成29年度以降発生分から10年間に延長される予定でしたが、こちらも1年後ろ倒しとなり、平成30年度発生分からに変更となります。

3-2 法人事業税の外形標準課税の更なる拡充

法人実効税率引き下げの手段として法人事業税所得割の税率引き下げが行われることは先述したとおりですが、これは、大法人について、所得に対する課税から企業の外形規模(資本及び付加価値)に対する課税への更なるシフトを意味しています。(下表参照)

中規模企業に対しては一定の負担緩和措置も導入されますが、以前は0.2%だった資本割の税率が来年度より0.5%と2.5倍になる等、将来キャッシュフローの見積りに際して無視できない規模感の負担になりつつあります。事案によっては企業価値にも影響する可能性がありますので、企業価値算定時には外形標準課税の負担についても検討対象に含めるべきか無視しても良いレベルか慎重にする必要があります。

	26年度 (改正前)	27年度	28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%
資本割	0.2%	0.3%	0.5%
所得割(大法人)	7.2%	6.0%	3.6%

4. 株式交換・移転税制の見直し

4-1 税制適格要件

所謂共同事業を行うための株式交換・移転に係る税制適格要件を満たすためには、売上高や従業者数等の規模の割合が5倍以内であることを求める「規模要件」又は株式交換・移転前の株式交換完全子法人の特定役員*のいずれかが当該株式交換・移転に伴って退任するものでないという「役員継続要件」を満たす必要があります。

*社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者

平成13年の組織再編税制創設から遅れること5年後の平成18年に株式交換・移転に係る税制適格要件が整備されましたが、それは、法人格が合体するか否かの違いはあるものの、その経済効果がほぼ同じ合併にならう形の内容となっています。一方で、合併では「合併の前の被合併法人の特定役員のいずれかと合併法人の特定役員のいずれかが合併後に合併法人の特定役員となること」が見込まれていること(経営参画要件)が求められているのに対し、株式交換・移転では1人でも特定役員が退任すると税制適格要件に抵触してしまうこととなり、従前では、定時株主総会の決議によって株式交換契約の承認を受

株式交換・移転に係る共同事業要件のうち役員継続要件が緩和

ける場合に、偶然、当該株主総会の終了時に任期満了で退任する特定役員がいるような場合においても当該要件に抵触するのではないか、という疑問まで生じていたところでした。

株式交換契約の承認を受けるための株主総会の日に任期満了に伴い特定役員が退任した場合の「役員継続要件」への抵触可能性については、昨年 11 月に公表された質疑応答事例にて、そのような退任は「当該株式交換に伴ってする退任とはいえない」旨が明らかにされましたが、代表取締役以外の親会社や投資ファンド等から派遣されていた一定クラスの取締役が株式交換・移転に際して退任するような場合は、依然として役員継続要件に抵触するものとなっていました。

このように、合併における経営参画要件に比して厳しい要件となっていたことを踏まえ、平成 28 年度税制改正では、「特定役員の全てが株式交換・移転に伴って退任するものでないこと」、つまり、最低 1 名の特定役員が株式交換・移転後も引き続き特定役員であればよいことに緩和されます。

これにより、持分法適用関連会社の完全子会社化や他の連結グループに属している会社をターゲットとする M&A 案件の際に税制適格株式交換スキームが活用できる可能性が広がったと言えます。

4-2 子法人株式の受入処理

現行法では、適格株式交換・移転が行われた際に完全親法人が取得する子法人株式の税務上の受入価額(取得価額)は、完全子法人となる法人の株主数が 50 名以上の場合、「株式交換・移転の直前の簿価純資産価額」とされていますが、実務上の簡便性を考慮して、今般の改正で「子法人の直前の申告における簿価純資産価額にその後の資本金等の額及び利益積立金額の増減を調整したもの」とすること改められます。

5. 日台民間租税取決め

日本と台湾との間の健全な投資・経済交流の促進の一環として、平成 27 年 11 月 26 日付で、公益財団法人交流協会(日本側窓口機関)と亜東関係協会(台湾側窓口機関)との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め(日台民間租税取決め)」が署名されました。

日本は、従来より非政府間の実務関係として台湾との関係を維持してきており、今般、国家間の租税条約に相当する枠組みとして、租税に

外国子会社の要件を満たす台湾法人からの配当に係る源泉税が 20%から 10%に軽減される

関する取り決めについても両協会間で署名する形で締結されたものです。尚、当該取決めは租税条約ではないため、平成 28 年度改正により、当該取決めで規定された内容を日本国内で実施するための国内法が整備されることとなります。

その結果、これまで両国の国内法に基づいて 20%程度の税率で課税されていた配当、利子、使用料等に係る源泉税率が 10%に引き下げられる等、台湾への投資に係る税効率の向上が期待されます。

尚、本取決めの適用開始は、両国内で必要な手続きが完了した時期とされています。

6. おわりに

平成 28 年度税制改正では、M&A に関する大きな制度変更はありませんが、法人課税ベースの外形標準への更なるシフト、株式交換・移転制度の見直し等、M&A 実務に少なからず影響を及ぼす項目も含まれているため、先例実務に流されることなく、企業価値評価やストラクチャリングにあたって頂ければと思います。

以上

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03-6212-1850 (代表)

E-mail: info@gcafes.com

<http://www.gcafes.com/>

小林 正紀 mkobayashi@gcafes.com